

障第 1429 号  
平成 31 年 3 月 19 日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「学校・保育所等において児童虐待が疑われる事案を発見した場合の  
子ども相談センターへの通告判断基準について」等について

日頃は、県内の障がい福祉施策の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	高木
電話	058-272-1111 内 2615		
FAX	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		